

委員会提出議案第1号

大口町議会委員会条例の一部改正について

大口町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和2年3月30日提出

議会運営委員会委員長 齊 木 一 三

(提案理由)

この案を提出するのは、大口町部設置条例の一部が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町議会委員会条例の一部を改正する条例

大口町議会委員会条例（昭和31年大口村条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「産業建設部」を「建設部」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

大口町議会委員会条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第3条 常任委員会の名称、委員(以下「常任委員」という。)の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務建設常任委員会 委員定数 8人</p> <p>議会事務局の所管に属する事項</p> <p>総務部の所管に属する事項</p> <p>選挙管理委員会の所管に属する事項</p> <p>固定資産評価審査委員会の所管に属する事項</p> <p>地域協働部の所管に属する事項</p> <p>まちづくり部の所管に属する事項</p> <p><u>建設部</u>の所管に属する事項</p> <p>農業委員会の所管に属する事項</p> <p>監査委員の所管に属する事項</p> <p>会計管理者の所管に属する事項</p> <p>他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第3条 常任委員会の名称、委員(以下「常任委員」という。)の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務建設常任委員会 委員定数 8人</p> <p>議会事務局の所管に属する事項</p> <p>総務部の所管に属する事項</p> <p>選挙管理委員会の所管に属する事項</p> <p>固定資産評価審査委員会の所管に属する事項</p> <p>地域協働部の所管に属する事項</p> <p>まちづくり部の所管に属する事項</p> <p><u>産業建設部</u>の所管に属する事項</p> <p>農業委員会の所管に属する事項</p> <p>監査委員の所管に属する事項</p> <p>会計管理者の所管に属する事項</p> <p>他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2)・(3) 略</p>